

男女雇用機会均等月間（6月）

1985年6月に男女雇用機会均等法が公布されたことを記念し、厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、**職場において男女がともに能力を発揮できる社会の実現を目指して、男女雇用機会均等法や「ポジティブ・アクション」の認識を深める機会**としています。

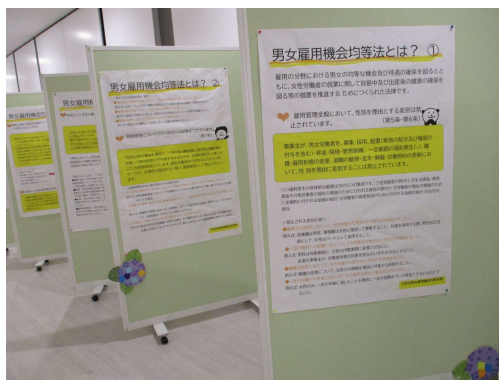
南城市では、男女雇用期間均等月間に合わせ、令和6年度はパネル展を開催しています！是非ご覧ください。

【展示期間】

2024年6月10日（月）～6月28日（金）

【展示場所】

南城市役所1階 生活環境課前



※ポジティブ・アクションとは…固定的な性別による役割分担意識や過去の経験から、男女労働者の間に生じている差があるとき、それを解消しようと事業所が自主的かつ積極的におこなう取組をいいます。